

Ⅱ. 履修

法学部の授業科目はILAC科目(基礎科目)および専門教育科目からなり、これを4か年に配当して授業を実施しています。また、教育職員・図書館司書教諭・博物館学芸員等の資格取得志望者ならびに社会教育主事志望者のためには、教職・資格に関する科目が設置されています。

1年間の授業は約28週で、春・秋学期の2学期に分けられています。学士の学位を得るためには、4か年以上(最長8年)在学し、所定の単位を修得しなければなりません。学士の学位取得に必要な単位数、およびその内容に関する規程はきわめて厳格なものであり、1単位の不足があっても学士の学位は与えられないので、各自、科目の履修にあたってはこの手引きを熟読し、誤りのないよう十分注意してください。

1. 単位制度

(1) 単位制度

本学における教育課程はすべて単位制度を採用しています。なお、各授業科目に対する単位数は次の基準によります。1単位は、1学期間において学生が、ある科目について行う毎週約3時間半の学習活動により修得する教育課程を意味します。この約3時間半は教室授業時間に組み込まれる時間と学生が自主的に行う自習時間からなっていますが、その割合は科目の性質によって異なります。

(2) 単位の修得

単位は、履修を終了した科目についての平素の学習状況、出席状況、および筆記試験またはレポート・論文等による成績評価の結果、合格した場合に与えられます。

2. 修業年限及び在学年限

- (1) 大学の修業年限は4か年です。但し、学生は休学期間を除き、本大学に8か年を超えて在学することはできません。(学則第13条)
- (2) 春学期在学し、秋学期に休学、退学及び除籍になった場合の在学期間は0.5年となります。(学則第13条の2)
- (3) 2年次編入者(通信教育部からの転籍者を含む)は、6か年を超えて在学することはできません。ただし、休学期間を除きます。(学則第13条の3)
- (4) 3年次編入者(通信教育部からの転籍者を含む)は、4か年を超えて在学することはできません。ただし、休学期間を除きます。(学則第13条の3)

※春学期に在学し、秋学期に休学、退学および除籍となった場合、あるいは秋学期に復学および復籍した場合や、春学期に休学し秋学期に在学した場合、当該年度の在学期間は0.5年として計算します。